

八尾市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

本市では、平成14年度より地域就労支援事業を実施し、働く意欲がありながら就労することができない就労困難者に対する支援を行っております。また、本年8月にはハローワークと共同運営する八尾市ワークサポートセンターを開設し、市民の就業機会の拡充に努めているところです。今後とも関係機関や団体と連携を深め、保健・福祉・教育・生活など様々なサービスを活用し、就労困難者をはじめとする市民の雇用・就労の機会拡大をめざしてまいります。(市民産業部)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

本市は金属部品加工等の基盤技術産業が集積しております。八尾市中小企業サポートセンターでは、大阪府基盤技術高度化支援事業補助金をはじめとする公的支援制度を市内中小企業が活用するための助言・指導等を行っており、また、中小企業の課題解決のために、コーディネーターがきめ細かなサポートをしております。本市の産業集積が雇用の面において重要な役割を果たしていることから、「八尾市ものづくり集積促進奨励金」制度を創設し、産業集積の維持・発展に努めているところです。

また、成長有望分野については、大阪府と連携しながら施策を推進することを検討してまいります。(市民産業部)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

商工会議所や関係機関との連携のもと、市内事業所に対する啓発に努めるとともに、八尾市中小企業勤労者サービスセンターへの補助を通じて、福利厚生における大企業と中小企業の企業間格差を是正するための勤労者支援を行っております。(市民産業部)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

昨今、ニートやフリーターは大きな社会問題として認識されておりますが、問題解決にむけた抜本的な方策は見出せていない状況が続いております。本市におきましても、平成16年3月に策定した「八尾市地域就労基本計画」のなかで、働く意欲の希薄な若年者を就労困難者のひとつの属性として類型し、市内3ヶ所に設置している地域就労支援センターにおいて、主に地域就労支援コーディネーターによる就労相談を通じて就労支援を実施しておりますが、今後も継続的な支援が必要であると考えております。

相談者にとって身近な地域で相談できる体制を整えるとともに、様々な関係機関や団体と連携し、相談者にとって適切な支援を受けることが可能となるよう努めてまいります。

(市民産業部)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

市民の雇用の安定化にむけて努めているところでございますが、特に、本年8月本市に国の地域職業相談室の機能を有する八尾市ワークサポートセンターが大阪府下で2番目に開設されたこともあり、ハローワークとの共同運営が円滑に進むよう、体制の整備も含めた環境づくりに努めてまいります。

(市民産業部)

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

本市では、人材の確保・育成を中小企業振興の大きな柱の一つと考えており、八尾市中小企業サポートセンターに人材確保・育成専門のコーディネーターを設置する等、市内企業の人材育成等を支援しています。

(市民産業部)

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

「大阪産業・成長新戦略」については、その趣旨を踏まえ、大阪府と連携しながら施策を推進

することを検討していきます。

(市民産業部)

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

本市の行財政改革につきましては、平成12年度に「行政改革大綱」を策定し、新しい行政運営の姿を構築するため、現在の行政における仕組みや仕事の仕方の見直しに取り組んでおり、その推進体制として、市長を本部長とする行財政改革推進本部を設置し、市長の強いリーダーシップによる「トップダウン」と各部局が主体的に取り組む「ボトムアップ」との両輪で、現在、行財政改革の推進に取り組んでいるところです。

また、行財政改革の基本方針として、良質な行政サービスの提供に努めること、健全で効果的な行政運営を行うこと、職員の意識変革を進め、市民とともに公共性を重視すること、情報提供・開示を進めること、説明責任・応答責任を果たすことを「行政改革大綱」に規定して取り組んでおり、ご指摘でございます法令遵守を基本としたCSRの考え方を踏まえたものであると考えており、今後とも行財政改革の推進に取り組んでまいります。

(企画財政部)

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

普通会計において、近年、歳出の公債費が歳入の地方債を上回っており（平成18年度決算歳出の公債費14,174,949千円、歳入の地方債4,030,000千円）、それにより地方債残高は平成16年度92,124,252千円、平成17年度89,009,172千円、平成18年度80,485,380千円と減少し、プライマリーバランスの健全化が図られています。今後もさらなる健全化にむけ財政運営を行ってまいります。

(企画財政部)

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

地域医療連携体制の構築につきましては、現在見直しが進められております「大阪府保健医療計画」に基づき、八尾市・東大阪市・柏原市で構成する中河内二次医療圏として市民の保健・医

療の充実に取り組んでいるところです。

休日急病診療所につきましては、八尾市三師会の協力を得、日曜日・祝日及び土曜日（小児科準夜のみ）・年末年始・お盆（準夜のみ）において保健センターで実施しており、診療科目としては、内科・小児科に加え歯科（お盆期間なし）を開設する等、充実に努めております。

また、平日及び土曜日・日曜日夜間の小児科診療につきましては、八尾市・東大阪市・柏原市で構成する中河内二次医療圏として八尾市立病院をはじめとした4病院の輪番制により実施し、小児救急医療体制の維持に努めているところです。今後においても関係機関との連携を密にし、なお一層の休日急病診療等の充実に努めてまいりたいと考えております。

産科につきましては、中河内医療圏で分娩を取り扱っている医療機関は13ヶ所あり、新生児集中管理施設（NICU）を備えている医療機関は3ヶ所あります。

小児科医療・産科医療の充実ににつきましては、医師不足をはじめとする様々な課題もありますことから、国・府に対して要望してまいりたいと考えております。（保健福祉部）

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

本市では、被保険者が介護サービスを適切に利用することができるよう積極的に事業者情報の提供に努めるとともに、普及・啓発を図るため、パンフレット等の作成やホームページによる情報提供を行ってまいりました。利用者に対して質の高いサービスを提供できるように、八尾市介護保険事業者連絡協議会との連携を図り、事業者に対して各種研修会を通じ啓発活動を実施しており、今後ともその充実に努めてまいります。

利用者からの相談や苦情につきましては、これまでも適切な対応に努めてまいりましたが、今後とも関係機関と連携を図りながら体制の充実に努めてまいります。（保健福祉部）

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域でのネットワークについては、地域ケア連絡協議会及び地域ケアケース会議において各生活圏域を中心に地域の医師・歯科医師・薬剤師・民生委員・居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・社会福祉協議会・保健所等でネットワークを構築し、地域での課題の共有・ケース検討・勉強会などを行い適正実施に努めております。

地域包括支援センター運営協議会においては、同協議会設置要綱中に介護サービス及び介護予防サービスの利用者・介護保険の被保険者を委員とすることを明記しており、現在参画していた

だくなかで、被保険者代表を委員として意見を反映しております。(保健福祉部)

(4) 高齢・退職者の生きがいくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢者・退職者の生きがいくりと社会活動への参加促進につきましては、平成18年3月に策定した「第3期八尾市高齢者保健福祉計画」に基づき、「ともに支え育てる豊かな高齢社会の実現」を基本目標とした取り組みのなかで、6つある重点施策の1つとして「高齢者の生きがいくり」を設定しており、高齢者の社会参加と生きがいくりの促進、高齢クラブ活動への支援、高齢者の社会参加の拠点づくりのための各種事業を実施するなかで、高齢者・退職者の生きがいくりと社会活動への参加推進に努めております。(保健福祉部)

高齢・退職者の方々に地域・社会活動の場を広げる施策については、生涯学習センター・市立総合体育館・屋内プール・市民運動広場等、各拠点施設の指定管理者との連携により施設の有効利用を図りながら、その充実に努力してまいります。(生涯学習部)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度のあり方については、社会保障審議会福祉部会に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」において、国民の生活困窮を受け止め、その最低生活を保障するだけでなく、生活困窮者の自立・就労を支援する観点から制度の見直しが重要であると指摘されています。

本市におきましても、就労支援員及びキャリアカウンセラーを配置し、積極的かつきめ細やかな就労支援を実施し、関係機関とも連携のうえ生活保護受給者の自立助長を促進しております。今後とも自立につながるシステム・支援体制を構築するように努力していきたいと考えております。(保健福祉部)

(6) 厚生労働省の発表するHIV感染者・AIDS患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のHIV感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

HIV感染対策と感染予防につきましては、八尾保健所において匿名の無料相談・検査を実施しています。本市保健センターにおきましては、保健所・医師会等関係機関と連携し啓発してま

いりたいと考えております。

(保健福祉部)

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

多様な保育ニーズに応えるための保育制度のさらなる改善・拡充につきましては、「八尾市次世代育成支援行動計画」に定める保育サービス目標事業量の達成にむけ努めてまいります。

総合的な子育て支援体制の強化・拡充につきましては、平成15年8月に八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」を開設し、子育てに関する相談事業と子育て支援制度を効果的に連携させ、総合的な子育て支援事業を展開しています。

なお病児保育につきましては、現在八尾徳洲会総合病院とマリア保育園にて実施しています。

(保健福祉部)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

本市の「集中改革プラン」において、今後正規職員の削減が予定されている状況のなか、正規職員の採用は極めて困難な状況にあると考えております。しかしながら、ご指摘のとおり、保育所の質を低下させることのないよう、本年9月には職員採用を実施したところであり、今後とも保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

保育士の人材育成に関しましては、多くの研修を実施し保育士の専門性や資質の向上を図っております。保育士としてのスキルを高めるための専門的なものから、人権、子どもの健康管理や食品衛生、医学の知識に関するもの、総合的な人間性を深めるためのものまで、多岐にわたる研修を実施しております。また、子どもを取り巻く社会状況を的確に把握し、子育て支援についての幅広い知識をもつことにより、子どもや保護者に対して適切な援助ができるように努めております。

(保健福祉部)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

学童保育については、市内全小学校区に放課後児童室を設置しており、今後も引き続き事業の充実に努力してまいりたいと考えております。(生涯学習部)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域教育協議会(すこやかネット)については、すくすく子ども地域活動の組織と統合して学校・家庭・地域の連携を強化し、より一層の教育コミュニティづくりの充実を図っていきます。

学校・通学路の安全確保につきましては、様々な手法を組み合わせつつ地道な取り組みを長く続けることが何よりも重要であることから、今後とも保護者・地域や団体との連携・協力をより一層進めてまいりたいと考えております。(教育総務部)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

大阪府育英会奨学金制度等の周知等については、要支援生徒進路選択事業との連携を図り、子どもたちが経済的理由により進学を断念することのないように努めてまいりたい。また就学援助は、法律の定めにより経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し必要な援助を与えるため設けられているものであり、その趣旨に沿って制度の実施に努めております。(教育総務部)

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市の総合計画におきましては、都市づくりの基本理念の一つとして「人権が尊重され、共生の心があふれる人間都市づくり」を掲げるとともに、平成13年4月には「八尾市人権尊重の社会

づくり条例」を施行し、人権に関する施策を総合的に推進しております。さらに平成18年3月には「八尾市人権教育・啓発プラン」を策定し、市民と協働しながら市民の身近なところでの人権研修の実施など啓発に努めており、豊かな人権文化に満ちた「人権を尊重するまちづくり」を進めています。

また、日常生活で生じる様々な問題・悩み・人権侵害事象などの相談に対応するため、人権ケースワーカー養成研修の受講をはじめ、人権擁護委員による相談や「人権ケースワーク事業」など、今後とも人権相談事業の充実に努めてまいります。(人権文化部)

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では、地域に根ざした男女共同参画社会をめざして平成11年3月に「やお女と男のはつらつプラン」を策定し、5年が経過した平成16年3月には改定プランを策定、様々な施策を推進してきました。このプランは平成20年度末までとなっており、来年度には新たなプランを策定する予定です。新プラン策定にあたっては広く市民の意見を参考にし、時代に即した実効性あるプランづくりを進めてまいります。

審議会等への女性の登用についてですが、上記改定プランでは、平成20年度までに登用率30%を目標値にしておりますが、平成19年3月末で23.7%と目標値達成にはまだまだ厳しい状況です。男女共同参画施策推進本部の開催等を通じて全庁的な取り組みを求めるほか、担当課との事前協議や関係団体への啓発など、30%達成にむけて地道な取り組みを進めてまいります。

(人権文化部・総務部)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

「男女共同参画条例」につきましては、平成20年度に新プランの策定を予定しており、その際の重要課題として条例制定にむけた検討を行ってまいりたいと考えています。

(人権文化部・総務部)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティッ

ク・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市では、女性の人権の確立と自立支援をめざして平成13年度より女性相談事業を実施しております。相談員は男女共同参画に精通している団体に委託し、専門の女性カウンセラーを配置しており、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等をはじめ女性の抱える様々な悩みに対応しております。

また、DV法改正を受け、改めてDVについての啓発と法改正の内容について、「市政だより」やリーフレット・人権啓発セミナー等で啓発と周知に取り組んでまいります。

(人権文化部・総務部)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

本市では、平成16年に策定しました「改定やお女と男のはつらつプラン」のなかで「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」を基本課題として掲げ、育児休業・介護休業制度の普及・定着の推進を図るため、冊子や講演などで啓発を行っております。また、「次世代育成支援対策推進法」の理念に基づき、庁内職員においては、「八尾市特定事業主行動計画」のなかで育児休業及び部分休業の円滑な取得の促進を図るため環境を整備し、男性職員の育児休業の取得率について、平成21年度までに10%以上を目標としております。

今後とも、育児・介護休業制度について啓発するとともに、事業主に対する情報提供の充実に取り組んでまいります。

(人権文化部)

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

地球温暖化問題は国民にも広く認識されるようになり、地球の存亡をかけた問題として国を挙

げて取り組まなければならない重要な課題です。

本市は国民的プロジェクト「チーム・マイナス6%」に加入し、また市民・事業者・教育機関・行政のパートナーシップにより環境保全活動に取り組んでいる「環境アニメイティッドやお」と一体となって環境イベントやパネル展の開催、高安山の里山保全活動、市民環境講座の開催、市民への省エネチェックシート(環境家計簿)の普及等、脱温暖化社会の実現にむけた活動に取り組んでおります。

一方自動車問題についても市内事業者・各種団体とともに八尾市グリーン配送協議会を結成し、グリーン配送の推進やエコドライブの啓発に努め、11月にはエコドライブ普及啓発イベントを大規模小売店舗のアリオで開催する予定をしております。

地球温暖化防止にむけて、より広範な市民・事業者・NPO・労働組合・行政などの各主体とのパートナーシップにより、今後とも積極的に施策展開をしてみたいと考えております。

(環境部)

(1)ー② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド対策は「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に沿って大阪府と連携を深めながら、人工排熱の低減、屋上・壁面の緑化、グリーンカーテンの普及、打ち水の励行等ヒートアイランド防止対策の普及啓発に努めてまいります。

今年度は大阪府の「みどりのカーテン推進事業」に参加し、モデル的に琉球あさがおやミニトマトを使った壁面緑化を実施いたしました。その成果を踏まえ、来年度は公共施設や市民にグリーンカーテンの普及を推進していくために講習会等の開催を企画しております。(環境部)

(1)ー③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」には、本庁舎や市内10ヶ所の出張所・コミュニティセンター・清掃庁舎に「みんなで止めよう 温暖化。みなおそう わたしたちの暮らし。八尾市はチーム・マイナス6%のチーム員です」の幟や「エコドライブ推進！人に、地球にやさしい運転」の幟を立て、ちらしを配布し、地球温暖化防止のために私たちにできる行動として省エネや省資源をはじめとした様々な取り組みを市民に紹介し、啓発を行っております。

また、大阪府・省エネルギーセンターと連携し、環境イベントの会場で「エコドライブ試乗会」を開催し、実際にアイドリングストップやエコドライブを体験していただき、アイドリングスト

ップやエコドライブの普及に努め、また低公害車の紹介やグリーン配送の普及にも努めております。

今後とも大阪府と連携を強め、幅広く取り組んでまいりたいと考えております。（環境部）

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

大阪府のリサイクル関連部署をはじめ府下各市等との情報交換を密にするとともに、循環型社会のさらなる推進にむけ、現在、八尾市廃棄物減量等推進審議会での効果的な施策について審議を行っていただいております。

本市においては容器包装等のリサイクル率のアップを図るため、新廃棄物処理センターの建設に取りかかっており、竣工時における多種分別収集の合理的な方策を市民と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。（環境部）

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物の不適正処理については、大阪府産業廃棄物指導課の指導のもと関係機関と連携をとりパトロール等の監視強化に努めたいと思います。野焼き行為については、新たに看板を購入中であり、早急に対応いたします。不法投棄についてはパトロールを強化しており、看板の設置については希望のあった町会に配布しております。監視カメラの設置については、課題等を検討してまいりたいと考えております。（環境部）

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

河川等の水質汚濁の主原因となっている生活排水については、下水道が整備されている地域を除いて未だに未整備のまま河川に流されているのが現状であり、その負荷量は8割にも達すると言われております。

このなかで下水道整備及び小型合併処理浄化槽の普及促進等に努めるとともに、より一層市民啓発についても重点を置き、様々な機会を通じて生活排水対策の啓発を行ってまいります。

(環境部)

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

本市においては平成16年度に「地域防災計画」を修正し、平成17年4月には「東南海・南海地震防災対策推進計画」を作成しましたが、その後の社会情勢の変化等に応じてより実効的な計画となるよう、災害対策基本法の趣旨を踏まえ計画の充実及び推進を図るため、地域防災計画の抜本的な見直しを図ってまいりたいと考えています。具体的には平成20年度での改定業務を検討しています。

災害時の備蓄食糧の整備については、市内全小学校及び防災倉庫等に分散備蓄（米・水）しており、迅速な配給体制を確立しております。また、定期的な点検・入替など実施しています。

住民参加型の訓練については、防災週間に合わせて実施している八尾市防災訓練をはじめ、自主防災組織等を対象とした実働訓練や図上訓練等を年間50回程度実施しておりますが、訓練を行っていない地域もあることから、今後は市内全域で訓練が行えるように計画を立て、地域住民の防災意識の向上に努めてまいります。

(総務部)

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

学校施設は、児童・生徒が学ぶ場であるとともに災害時における一時避難所としての役割を果たすことから、耐震化の必要性については急ぐべきものと認識しており、市長会を通じて府及び国に対して財源を十分に確保するよう要望を行っております。今後とも補助金制度や整備方針等の動向にも注意を払いながら、早期に児童・生徒ならびに市民の安心・安全を確保できるよう耐震化を進めてまいりたい。

(教育総務部)

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

生涯学習センター・市立総合体育館・屋内プール・志紀テニス場にはAEDを設置しています。
今後ともスポーツ施設への設置に努力してまいります。(生涯学習部)

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

近年、担い手の減少や農業者の高齢化による労働力不足で、基盤整備がされていない農地や休耕地を中心として遊休農地が増加しています。一方、都市住民と農村の交流・レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培や農作業を通じた教育への関心が高まっています。

そこで、本市には従来より高齢者ふれあい農園・障害者福祉農園等の市民農園が開設されていますが、農業者が開設主体となる農園利用方式の市民農園開設を促進するため、八尾市・大阪府・農業協同組合等で組織する八尾市農業啓発推進協議会で事務処理や財政等を支援する制度を平成18年度より施行し、遊休農地の活用と農業の啓発を図りながら良好な都市環境の形成と農業の振興に資するように努めているところです。(市民産業部)

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設(専用駐車場や荷捌施設など)の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

市内における違法駐車が原因となり交通渋滞や事故が発生するなど、違法駐車は市民の日常生活のなかで大きな問題事案となっていることから、本市においては、違法・迷惑駐車防止にむけた市民との協働によるパトロールを実施するとともに、八尾警察署に対して取り締まりの強化を要請しているところです。

貨物車両用の施設整備につきましては、事業主体や公共性・公平性・費用対効果の側面から検討課題が多く、他地域での取り組み事例などの情報を収集し、国や大阪府などの動向を見据えながら研究してまいりたいと考えます。

公営駐車場の代用に関しましては、現在本市が運営する駐車場がないことから、公共性の高い駐車場の促進に寄与する大阪府民間駐車場整備促進事業の再開を大阪府に要望してまいりたいと考えます。(建築都市部)

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本市のまちづくりにおけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化につきましては、お示しのようにすべての市民にとって住みやすいまちづくり、利用しやすい交通の提供にむけ、様々な人々の生活・行動・一連の動作に着目し、個別の部位や要件にのみとられることなく、全体として整合のとれたまちづくりを進めており、今後も総合計画に掲げる住み続けたいまち像の一つである「誰もが出歩くのが楽しくなるまち」の実現にむけ取り組んでまいります。

(企画財政部)

本市では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称：交通バリアフリー法)に基づき、平成14年3月に「八尾市交通バリアフリー基本構想」を策定し、さらに、昨年度に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称：バリアフリー新法)に基づいて、高齢者や障害者など誰もが安全で安心して、快適に移動できる環境が整備されたバリアフリーなまちづくりを推進しております。

その中で、市内の主な駅舎における移動の円滑化を図るため、鉄道事業者が実施します駅舎等へのエレベーター設置やバリアフリー設備整備に対する助成を行っており、現在、近鉄河内山本駅舎のバリアフリー化を促進しております。さらに、駅舎周辺の道路に関しますバリアフリー対策について各道路管理者において順次進めております。

(建築都市部)

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

近年自転車は環境にやさしい交通手段として見直され、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっています。その一方で、交通事故全数に比べ自転車事故は増加傾向にあり、特に歩行者と自転車の交通事故が急増しています。

自転車走行環境の整備を推進するため、警察と連携のうえ推進体制を確立し、計画的な整備の推進に努めてまいります。

(土木部)

本市において自転車に関連する交通事故件数は増加傾向にあり、昨年1年間では762件の事故が発生しており、自転車事故防止にむけた啓発活動の重要性が増すとともに、交通安全設備についても整備を図る必要性が高まっております。そのなかで、交差点における交通事故の防止を図るための方策として歩車分離信号が挙げられますが、本市でも数ヶ所の交差点で設置されており、交通安全に寄与しております。

今後、このような歩車分離信号をはじめ信号機の設置について、大阪府公安委員会に対して引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

(建築都市部)

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

市内の交通渋滞の緩和を図るため進められておりますパークアンドライドにつきましては、駅

周辺の自動車駐車場経営団体との協議を図りながら、研究を進めてまいりたいと考えております。また、自動車利用の抑制と駅周辺の放置自転車対策として取り組んでおりますレンタサイクルにつきましても、実施団体に対して拡充の要請を図ってまいります。 (建築都市部)